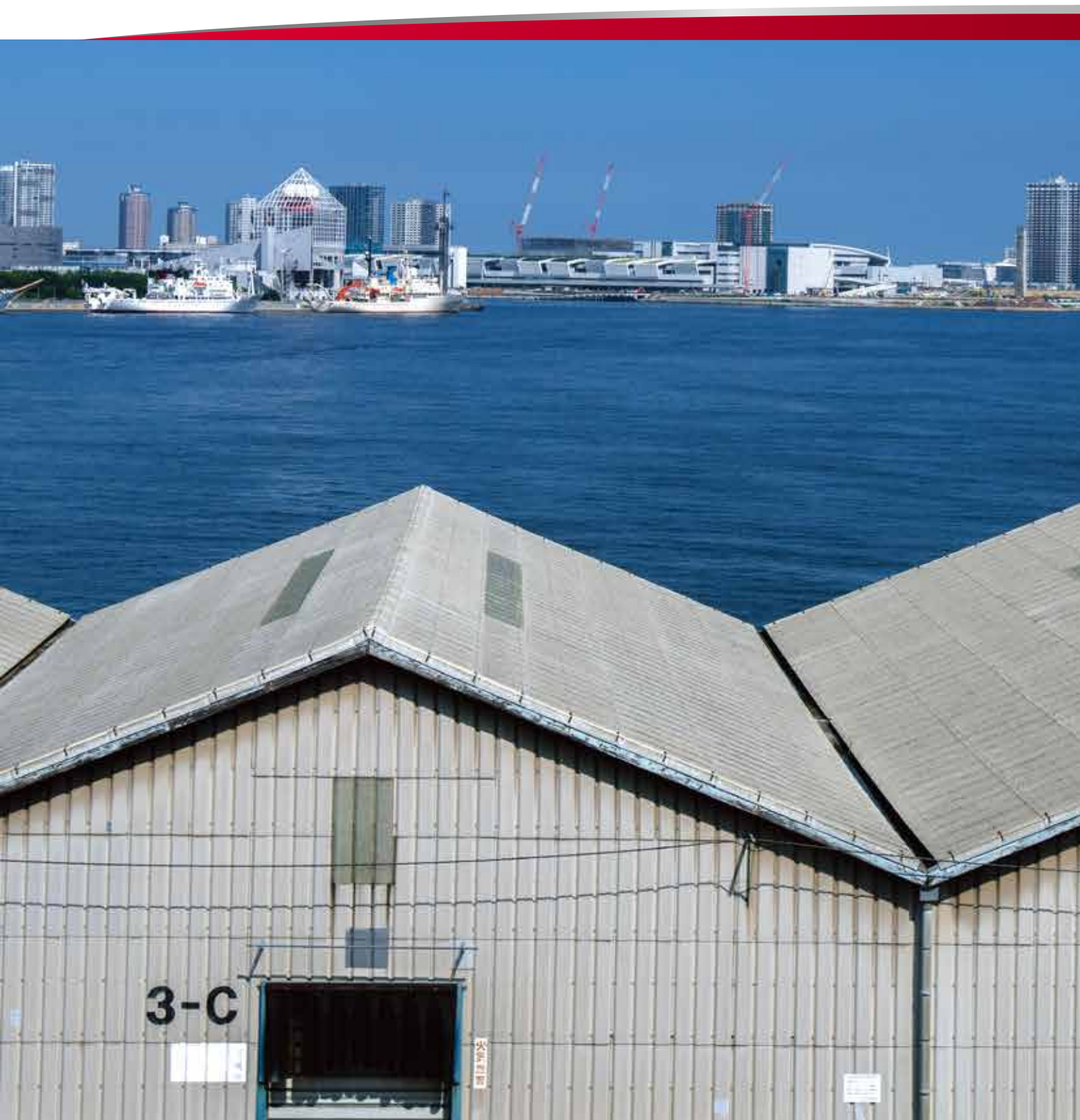


普通火災保険

倉庫物件用



普通火災保険(倉庫物件用)の補償内容

この保険は、火災・破裂・爆発、落雷による損害から、保管貨物^(注1)や倉庫建物^(注1)などをお守りする保険です。倉庫業者^(注1)および協同組合^(注1)(以下「倉庫業者等」といいます。)が管理する保管貨物のほかに、倉庫業者等が占有する荷扱用設備・装置、倉庫建物および保管用屋外タンク・サイロ^(注1)(倉庫建物、保管用屋外タンク・サイロについては、火気禁止特約^(注2)および作業特約^(注3)をセットした物件)などを保険の対象とすることが可能です。

(注1)各用語につきましては、P2「この保険に関する用語のご説明」をご覧ください。

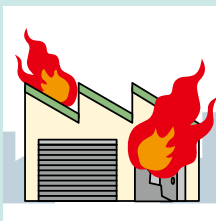
(注2)火気禁止特約につきましては、P4「火気禁止特約付契約について特にご注意いただきたいこと」をご覧ください。

(注3)作業特約につきましては、P4「作業特約付契約について特にご注意いただきたいこと」をご覧ください。

保険金のお支払いの対象となる事故

1 火災

(注)



2 破裂・爆発

(注)



3 落雷



(注)地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災、破裂・爆発およびその際の延焼損害については、保険金のお支払いの対象となりません。

お支払いする損害保険金

- 保険金額(ご契約金額)が保険価額^{*1}と同額以上の場合は、保険価額を限度に損害額^{*2}をお支払いします。

お支払いする損害保険金 = 損害額

- 保険金額が保険価額より低い場合は、下記の算式により算出した額をお支払いします。お支払いする損害保険金は保険金額が限度です。

$$\text{お支払いする損害保険金} = \text{損害額} \times \frac{\text{保険金額}}{\text{保険価額(時価額)}}$$

(注) 保険金額の詳細は、P4「ご契約時にご確認いただきたいこと」の「③ 保険金額について、ご確認ください。」をご覧ください。

※1 **保険価額**とは、損害が生じた地および時における保険の対象の価額をいい、通常は時価額となります。時価額とは、再調達価額(保険の対象と同等のものを再築または再取得するのに必要な金額)から、経過年数による減価や使用による消耗分を差し引いた額をいいます。

※2 **損害額**は、損害が生じた地および時における時価額を基準に算出します。したがって、お支払いする損害保険金の額は再調達するのに必要な額や修理費の全額とならない場合がありますのでご注意ください。損害が生じた保険の対象を修理することができる場合には、時価額を限度とし、次の算式によって算出した額を損害額とします。

$$\text{修理費} - \text{修理によって保険の対象の価額が} \\ \text{増加した場合は、その増加額} \text{ (注)} - \text{修理に伴って生じた残存物} \\ \text{がある場合は、その価額} = \text{損害額}$$

(注) 保険の対象の種類や維持・管理の状況等によって上限を定めています。詳細は、P6「お支払いする保険金の概要」をご覧ください。




なお、保険の対象により新価保険特約をセットすることで、損害が生じた地および時における再調達価額を基準とする補償とすることが可能です。詳細は取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

- ご注意**
- 保険金額が保険価額を下回ると、事故の際、損害額に対して保険金が不足する場合がありますのでご注意ください。
 - 類似の他の保険契約または共済契約等がある場合は、補償される限度額が全契約通算で適用される場合がありますのでご注意ください。

この保険に関する用語のご説明

倉庫業者	倉庫業法にもとづき倉庫業を営む者をいいます。
協同組合	中小企業等協同組合法、水産業協同組合法または農業協同組合法にもとづく協同組合であつて、倉荷証券の発行を許可されている者をいいます。
保管貨物	倉庫業者が保管する寄託を受けた他人の貨物および協同組合が保管事業として保管する貨物をいいます。
倉庫建物	倉庫業者または協同組合が保管貨物の収容のために占有する建物であり、主務官庁の行う登録を受けたものまたは主務官庁の営業認可を得たものをいいます。
保管用 屋外タンク・サイロ	倉庫業者または協同組合が保管貨物を収容するために占有する屋外貯蔵用タンク・サイロであり、主務官庁の行う登録を受けたものまたは主務官庁の営業認可を得たものをいいます。

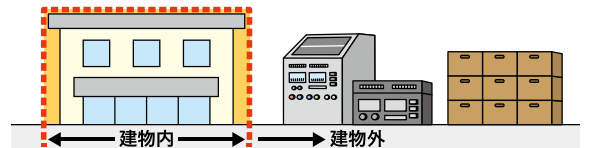
損害保険金のほかにお支払いする費用保険金

 臨時費用	被災時には、思わぬ出費があるものです。 1 ～ 3 の事故で損害保険金を支払うことができる場合において、お支払いします。	損害保険金 × 30% (1事故1敷地内につき300万円が限度)
 残存物 取片づけ費用	1 ～ 3 の事故で損害保険金が支払われる場合において、残存物を取片づけるのに実際にかかった費用をお支払いします。	実費 (損害保険金 × 10%が限度)
 損害防止費用	1 ～ 3 の事故の際の消火活動に使った消火剤の再調達費用など損害の発生または拡大の防止に役立った費用をお支払いします。 <small>(注)地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災、破裂・爆発の損害防止費用はお支払いしません。</small>	実費 (1 ～ 3 で支払われる損害保険金 (と合算して、保険金額または保険価額 (時価額)のいずれか低い額が限度) ただし保険金額が保険価額より低い 場合はお支払いする保険金が削減 されます。

ご契約条件等

保険の対象

- 保険の対象は、倉庫業者等が管理する保管貨物、倉庫業者等が占有する荷扱用屋外設備・装置、荷扱用車両、倉庫建物内の保管貨物以外の動産、倉庫建物および保管用屋外タンク・サイロ(倉庫建物、保管用屋外タンク・サイロについては、火気禁止特約および作業特約をセットした物件。ただし、工場敷地内に所在するものを除きます。)となります。
- 倉庫建物のみのご契約では、保管貨物やその他の動産の損害は補償されません。また、保管貨物のみのご契約では倉庫建物やその他の動産の損害は補償されません。それぞれ保険の対象として別途保険金額を設定いただき、ご契約漏れのないようご注意ください。
- 倉庫建物または保管用屋外タンク・サイロに収容されている保管貨物または保管貨物以外の動産を保険の対象としてご契約いただいた場合でも、保険証券記載の建物または保管用屋外タンク・サイロの外にある間(消防または避難に必要な処置による場合を除きます。)は保険の対象に含まれず、保険金はお支払いできませんので、ご注意ください。
※倉庫建物または保管用屋外タンク・サイロの外にある保管貨物の補償をご希望の場合は、別途「野積み保管貨物」として保険金額を設定しご契約ください。詳しくは、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 以下の物は、保険証券に明記されていない場合は保険の対象に含まれません。お申込みの際にご申告いただかなければ補償されませんのでご注意ください。
 - ① **自動車**^(注)
(注)道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条(定義)第2項に定める自動車をいい、同条第3項に定める原動機付自転車を含まません。
 - ② **通貨、有価証券、印紙、切手その他これらに類する物**
 - ③ **貴金属・宝玉石・宝石・書画・彫刻物その他の美術品等で、1個または1組の価額が30万円を超えるもの**
 - ④ **稿本(本などの原稿)、設計書、図案、雛型、鑄型、木型、紙型、模型、証書、帳簿その他これらに類する物** など
- 門、塀、垣、物置、車庫その他の付属建物については、倉庫敷地内に所在するものであってもこの保険ではなく、普通火災保険(一般物件用)または企業総合補償保険でご契約いただけます。



保険金をお支払いできない主な場合

次のような事由によって生じた損害に対しては、保険金をお支払いしません。

- ご契約者や被保険者(補償を受けられる方)またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反
- P① ①～③の事故の際における保険の対象の紛失、盗難
- 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動^(注)
(注)暴動とは、群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
- 地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする損害
- 風災・雹災・雪災による損害
- 核燃料物質に起因する事故
- テロ行為^(注)または情報(プログラム、ソフトウェアおよびデータ)のみに生じた損害(テロ危険および情報のみ損害対象外特約がセットされた場合)
(注)政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものが、その主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。
- 下記の1.～3.に掲げる損害(ただし、P① ①～③の事故による場合を除きます。)
 1. 偶然な外来の事故に直接起因しない、電気的作用に伴って発生した電氣的事故による炭化または熔融の損害
 2. 機械の運動部分または回転部分の作動中に生じた分解飛散の損害
 3. 亀裂、変形その他これらに類似の損害
- 下記の1.～3.のいずれかに該当する損害およびいずれかによって生じた損害(ただし、P① ①～③の事故が生じた場合は、1.～3.のいずれかに該当する損害にかぎります。)
 1. 保険の対象の欠陥(ご契約者、被保険者またはこれらに代わって保険の対象を管理する者が、相当の注意をもってしても発見し得なかった欠陥を除きます。)
 2. 保険の対象の自然の消耗もしくは劣化または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱の損害その他類似の損害
 3. ねずみ食い、虫食い等
- 保険の対象の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損^(注)であって、保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害
(注)汚損とは、予定または意図されない事由により汚れることに伴い、その客観的な経済的価値が減少することをいいます。
- 法令による定期検査または性能検査を必要とするボイラ・ガスタービン・油圧機等を保険の対象とする場合の、破裂・爆発によりその機器に生じた損害
- 保険料領収前に生じた事故

上記以外にもセットされる特約等により、保険金をお支払いできない場合があります。詳しくは、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

地震、風災等について特にご注意いただきたいこと

- 普通火災保険(倉庫物件用)では、地震・噴火またはこれらによる津波(以下、「地震等」といいます。)を原因とする損壊・埋没・流失による損害だけでなく、地震等による火災損害(延焼・拡大も含みます。)、火災の発生原因を問わず地震等で延焼・拡大した損害についても保険金をお支払いできません。
- 普通火災保険(倉庫物件用)では、風災・雹災^{ひょう}・雪災などを原因とした保険の対象の損害については、保険金をお支払いできません。

火気禁止特約付契約について特にご注意いただきたいこと

- 火気禁止特約をセットしたご契約においては、ご契約者・被保険者(補償を受けられる方)は、保険の対象である倉庫建物(屋外タンク・サイロを含みます。以下同様とします。)または保険の対象を収容する倉庫建物において、喫煙その他一切の火気、電力および動力を使用しないものとします。(他の者にも使用させないものとします。)ただし、電力および動力に関しては、荷役用機械、照明設備、空調設備などで、所定の条件に合致しているものについては除きます。
 - 上記火気禁止特約の約定に違反した場合は、その事実起因して生じた損害に対しては保険金をお支払いできません。
 - 火気禁止特約の詳細は取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- (注)火気禁止特約をセットしないと、保険料が割増となったり、この保険ではご契約いただけない場合がありますのでご注意ください。

作業特約付契約について特にご注意いただきたいこと

- 作業特約をセットしたご契約においては、ご契約者・被保険者(補償を受けられる方)は、保険の対象である倉庫建物(屋外タンク・サイロを含みます。以下同様とします。)または保険の対象を収容する倉庫建物において、荷扱作業以外の作業を行わないものとします。(他の者にも行わせないものとします。)ただし、荷解き、荷直し、缶詰、マーク付けなどの所定の条件に合致する作業については除きます。
 - 上記作業特約の約定に違反した場合は、その事実起因して生じた損害に対しては保険金はお支払いできません。
 - 作業特約の詳細は、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- (注)作業特約をセットしないと、保険料が割増となったり、この保険ではご契約いただけない場合がありますのでご注意ください。

ご契約時にご確認いただきたいこと

① 建物の構造について、ご確認ください。

保険契約申込書に記載されている建物の構造については、特に次の点にご注意のうえ、ご確認ください。

- 木造建物であっても、耐火建築物、耐火構造建築物、準耐火建築物、特定避難時間倒壊等防止建築物、省令準耐火建物、主要構造部が耐火構造・準耐火構造の建物、主要構造部が建築基準法施行令第108条の3第1項第1号イ及びロに掲げる基準に適合する構造の建物、主要構造部が準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造の建物に該当する建物は、他の木造建物よりも割安な保険料となります。

詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

② 建物に次のような設備・条件等がないかご確認ください。

一定の条件を満たす場合、確認資料をご提出いただくこと等により保険料の割引が可能な場合がありますので取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

- 所定の消火設備を設置している場合
- 営業経験年数、営業規模、過去の事故情報、構造など所定の条件を満たす物件 など

③ 保険金額について、ご確認ください。

事故が発生した場合にお支払いする保険金は、ご契約時に設定した保険金額が限度となります。

ご注意

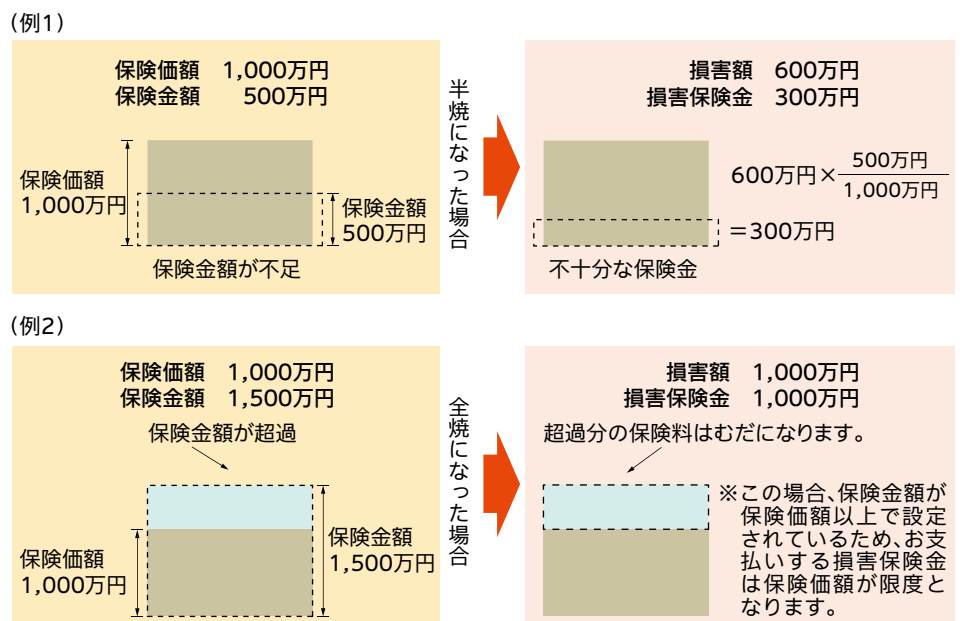
(例1)
保険金額は、保険の対象の価額いっばいに設定しておかないと、事故の際、損害額に対して保険金が不足する場合があります。(例1)
また、保険の対象の価額を超えてご契約されても、その超過分はむだになります。(例2)

(注1)保管貨物の保険金額は、在庫高を基準に設定します。十分な補償を得るためには、予想される最高在庫価額を目安に保険金額を設定していただく必要があります。

(注2)保管貨物以外の保険の対象の保険金額は、基本的には時価額(再調達価額から経過年数による減価や使用による消耗分を差し引いた金額)での設定になります。差し引く金額の再調整価額に占める割合の上限値は次のとおりです。

保険の対象	適切な維持・管理等	
	あり	なし
建物	50%	90%
什器・備品等	50%	90%
設備・装置等	70%	90%

(注3)保険の対象により「新価保険特約」をセットすることで、保険金額を再調達価額(保険の対象と同等のものを新たに建築または購入するのに必要な金額)で設定することも可能です。詳細は取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。



ご 注 意 点

普通火災保険(倉庫物件用)のあらまし

		保険金をお支払いする場合の概要	お支払いする保険金の概要																
普通火災保険(倉庫物件用)	損害保険金	① 火災 ② 破裂・爆発 ③ 落雷	<p>お支払いする損害保険金 = 損害額</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 保険金額が保険価額(時価額、以下同様)と同額以上の場合、保険価額が限度 <p>(注)損害が生じた保険の対象を修理することができる場合には、時価額を限度とし、次の算式によって算出した額を損害額とします。</p> $\text{修理費} - \frac{\text{修理によって保険の対象の価額が増加した場合、その増加額}}{\text{修理に伴って生じた残存物がある場合は、その価額}} = \text{損害額}$ <p>※ 保険の対象の種類と適切な維持・管理等がなされているかによって、再調達価額に右の割合を乗じた額を限度とします。なお、これらの限度は、その損害が生じた物ごとにそれぞれ適用します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">保険の対象</th> <th colspan="2">適切な維持・管理等</th> </tr> <tr> <th>あり</th> <th>なし</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建物</td> <td>50%</td> <td>90%</td> </tr> <tr> <td>什器・備品等</td> <td>50%</td> <td>90%</td> </tr> <tr> <td>設備・装置等</td> <td>70%</td> <td>90%</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ● 保険金額が保険価額より低い場合は、次の算式により算出した額 $\text{損害額} \times \frac{\text{保険金額}}{\text{保険価額}} \quad (\text{お支払いする損害保険金は保険金額が限度})$			保険の対象	適切な維持・管理等		あり	なし	建物	50%	90%	什器・備品等	50%	90%	設備・装置等	70%	90%
	保険の対象	適切な維持・管理等																	
		あり	なし																
建物	50%	90%																	
什器・備品等	50%	90%																	
設備・装置等	70%	90%																	
費用保険金	<p>臨時費用 ①～③の事故により損害保険金を支払うことができる場合</p> <p>残存物取片づけ費用 ①～③の事故により損害保険金が支払われる場合</p> <p>損害防止費用 ①～③の事故について損害の発生または拡大の防止のために必要または有益な費用を支出したとき</p>	<p>損害保険金 × 30% (1事故1敷地内につき、300万円が限度)</p> <p>残存物の取片づけをするのに実際にかかった費用 (損害保険金の10%が限度)</p> <p>損害の発生または拡大の防止のために実際にかかった費用 ただし、保険金額が保険価額より低い場合は次の算式により算出した額</p> $\text{損害の発生または拡大の防止のために実際にかかった費用} \times \frac{\text{保険金額}}{\text{保険価額}}$ <p>(①～③で支払われる損害保険金と合算して、保険金額または保険価額のいずれか低い額が限度)</p>																	

ご注意 ・ 保険金額が保険価額を下回ると、事故の際、損害額に対して保険金が不足する場合がありますのでご注意ください。
 ・ 類似の他の保険契約または共済契約等がある場合は、補償される限度額が全契約通算で適用される場合がありますのでご注意ください。

保険金をお支払いした後のご契約について

- 損害保険金のお支払額が1回の事故につき保険金額(保険金額が保険価額(時価額)を超える場合は保険価額(時価額)とします。)の80%に相当する額を超えた場合は、この保険契約はその損害が発生した時に終了します。なお、80%を超えないかぎり、保険金のお支払いが何回あっても保険金額は減額されずご契約は満期日まで有効です。
 詳細は取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

倉庫特約(第2方式)について

- 倉庫業者等が寄託を受けた他人の貨物が保険の対象となる場合に、火災保険倉庫特約(第2方式)をセットすることができます。
 倉庫特約(第2方式)は寄託貨物の在庫高に合わせて通知および精算を行う契約方式です。普通火災保険(倉庫物件用)では、損害発生時の保険金額が保険価額(時価額)より低い場合、保険価額に対する保険金額の割合に応じて保険金が削減されますが、この特約をセットすることで、あらかじめお決めいただいた支払保険金制限額以内であれば、保険価額を超えないかぎり、実際の損害額の全額をお支払いいたします。ただし、保険の対象について別の保険契約がある場合や、通知いただいた在庫高が実際の在庫高よりも不足していた場合等は除きます。
 詳細は取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

特にご注意いただきたいこと

I 契約締結時における注意事項

① 告知義務と告知事項

ご契約者または被保険者の方には、保険契約締結の際、告知事項(重要事項等説明書をご確認ください。)について、損保ジャパンに事実を正確にお申し出いただく義務(告知義務)があります。

保険契約締結の際、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合には、ご契約が解除されたり、事故の際に保険金をお支払いできなくなったりすることがありますのでご注意ください。

② 保険証券について

保険証券は大切に保管してください。なお、ご契約のお申し込み日から1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、損保ジャパンまでお問い合わせください。

③ 保険料領収証について

保険料をお支払いの際は、特定の特約をセットした場合を除いて、損保ジャパン所定の保険料領収証を発行することとしておりますので、お確かめください。なお、口座振替の場合は、保険料領収証が発行されませんのでご了承ください。

④ クーリングオフ

この保険は営業または事業のための保険契約であり、クーリングオフ(ご契約申込みの撤回等)の対象とはなりません。

⑤ 他人のための契約について

ご契約者と被保険者(補償を受けられる方)が異なる場合は、被保険者となる方にもこのパンフレットに記載した内容をお伝えください。

ご契約者と被保険者が異なる保険契約を締結される場合は、ご契約者がその旨を必ず保険契約申込書に明記してください。

II 契約締結後における注意事項

① 通知義務等

(1) 保険契約締結後、以下の通知事項に変更が発生する場合、取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。ただし、その事実がなくなった場合は、ご通知いただく必要はありません。

通知事項

保険の対象または保険の対象を収容する建物の構造・用法・数量	保険の対象の所在地
保険の対象または保険の対象を収容する建物の改築、増築または15日以上にわたる修繕	納置する危険品(危険品級別表に定めるA級、B級または特別危険品をいいます。)
上記以外に、保険契約申込書等の記載事項のうち、作業規模、職業・作業、消火設備等について変更が発生すること	

通知事項に変更を生じさせる事実が発生した場合で、その事実の発生がご契約者または被保険者に原因があるときは、あらかじめご連絡ください。

その事実の発生がご契約者または被保険者に原因がないときは、その事実を知った後、遅滞なくご連絡ください。

(2) 保険の対象を譲渡する場合で、ご契約の継続を希望される場合は、事前にご連絡ください。事前にご連絡がない場合は、譲渡の事実が発生したときにご契約は効力を失いますので、ご注意ください。なお、ご契約の継続を希望されない場合も、譲渡された後、遅滞なくご連絡ください。

(3) 保険証券記載のご契約者の住所または通知先を変更する場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。ご連絡いただかないと、重要なお知らせやご案内ができなくなりますので、ご注意ください。なお、改姓等によりご契約者の氏名を変更された場合も、取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。

(4) ご通知やご通知に基づく追加保険料のお支払いがないまま事故が発生した場合、保険金をお支払いできないことやご契約が解除されることがあります。ただし、変更後の保険料が変更前の保険料を上回らなかったときを除きます。

② ご契約を解約される場合

ご契約を解約される場合は、取扱代理店または損保ジャパンまでお申し出ください。解約の条件によっては、損保ジャパンの定めるところにより保険料を返還、または未払込保険料を請求させていただくことがあります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

③ 重大事由による解除等

次に該当する場合、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできない場合があります。

(1) 保険契約者または被保険者が保険金を支払わせることを目的として損害または費用を生じさせた、または生じさせようとした場合

(2) 被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行った、または行おうとした場合

(3) 保険契約者または被保険者が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合

(4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、保険契約者または被保険者が、(1)から(3)までの事由がある場合と同程度に損保ジャパンのこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合

III 万一事故にあわれたら

① 事故が起こった場合のお手続き

事故が起こった場合は、ただちに、損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。

ただちにご通知いただけなかった場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

事故が起こった場合

事故が起こった場合は、ただちに下記窓口または取扱代理店までご連絡ください。

【インターネットでの事故のご連絡】

<https://www.sompo-japan.co.jp/covenanter/accontact/>

損保ジャパン 火災事故

検索



【窓口：事故サポートセンター】

【受付時間】24時間 365日

0120-727-110

●おかけ間違いにご注意ください。

② 保険金のご請求に必要な書類

保険金のご請求にあたっては、「重要事項等説明書」「普通保険約款および特約」をご確認のうえ、損保ジャパンが求める書類をご提出ください。

(注) 事故の内容および損害の額等に応じ、「重要事項等説明書」の記載以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

③ 保険金のお支払いについて

上記②の書類をご提出いただいた日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパンが保険金を支払うために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が必要な場合は、損保ジャパンは確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまでお問い合わせください。

IV その他ご注意いただきたいこと

① 取扱代理店の権限

取扱代理店は、損保ジャパンとの委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の交付、契約の管理業務などの代理業務を行っています。したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、損保ジャパンと直接契約されたものとなります。

② 複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合

複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、幹事保険会社が他の引受保険会社を代理・代行して、保険料の領収、保険証券の発行、保険金支払その他の業務または事務を行います。引受保険会社は、各々の引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。

損害保険会社等の間では、保険金支払が迅速・確実に行われるよう、同一事故に関わる保険契約の状況や保険金請求の状況などについて確認を行っています。確認内容は、上記項目以外には用いません。ご不明な点は、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

③ 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

この保険については、ご契約者が個人、小規模法人(引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。)またはマンション管理組合である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。

補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。損害保険契約者保護機構の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

④ 個人情報の取扱いについて

損保ジャパンは、保険契約に関する個人情報を、保険契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うこと(以下、「当社業務」といいます。)のために取得・利用します。また、当社業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、グループ会社、提携先会社、等(外国にある事業者を含みます。)に提供等を行う場合があります。なお、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

個人情報の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。)については損保ジャパン公式ウェブサイト(<https://www.sompo-japan.co.jp/>)をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせ願います。

商品に関するお問い合わせ

【パソコン・スマートフォンから】

<https://www.sompo-japan.co.jp/>



【カスタマーセンター】

【受付時間】平日：午前9時～午後8時

土・日・祝日：午前9時～午後5時(12月31日～1月3日は休業)

0120-888-089

●おかけ間違いにご注意ください。

(注1) お問い合わせの内容に応じて、取扱代理店・営業店・保険金サービス課へお取次ぎさせていただく場合がございます。

(注2) パソコンやスマートフォンからのアクセスについて、端末やご利用環境によっては一部機能がご利用いただけない場合があります。

保険会社との間で問題を解決できない場合(指定紛争解決機関)

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

【窓口：一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター】



0570-022808

通話料
有料

●おかけ間違いにご注意ください。

【受付時間】平日：午前9時15分～午後5時(土・日・祝日・年末年始は休業)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(<https://www.sonpo.or.jp/>)

★普通火災保険(倉庫物件用)は、火災保険普通保険約款(倉庫物件用)でお引き受けする火災保険の商品名です。

★このパンフレットは概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、「重要事項等説明書」をご覧ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。



損害保険ジャパン株式会社

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1

<公式ウェブサイト> <https://www.sompo-japan.co.jp/>

SOMPOグループの一員です。

【商品に関するお問い合わせ先】

損保ジャパン 取扱代理店

保険プラス 株式会社リンクソリューション

<https://www.hokenplus.com/>

※ お問合せ・お見積りは下記サイトからどうぞ

□ 損保ジャパン 法人火災保険

<https://www.nksj.info/company.html>